岩手県議会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局代決専決規程(昭和44年岩手県議会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課長及び担当課長共通専決事項)	(課長及び担当課長共通専決事項)
第8条 課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと	第8条 課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと
する。	する。
(1)~(7) [略]	(1)~(7) [略]
(8) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。	(8) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに
	死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関すること。
(9) [略]	(9) [略]
(総務課の総括課長及び担当課長の専決事項)	(総務課の総括課長及び担当課長の専決事項)
第10条 総務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の	第10条 総務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の
専決できる事項は、次のとおりとする。	専決できる事項は、次のとおりとする。
総括課長専決事項	総括課長専決事項
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 職員の育児休業の承認に関すること。	(3) 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関するこ
	と。
	(4) 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。
	(5) 職員の配偶者同行休業の承認に関すること。
	(6) 職員の高齢者部分休業の承認に関すること。
<u>(4)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
<u>(6)</u> [略]	<u>(9)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(10)</u> [略]
<u>(8)</u> [略]	<u>(11)</u> [略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。